

万国著作権条約

万国著作権条約
(千九百七十一年七月二十四日にパリで改正された
た万国著作権条約)

2 行された著作物及びいすれかの締約国において最初に発行された著作物は、他のいすれの締約国においても、当該他の締約国が本国において最初に発行された日本の著作物に与えている保護及びこの条約特に与える保護を受ける。

日本国
一九七七年一〇月二一日
効力発生
採択(作成)
一九七一年七月二十四日(パリ)

日本國一九七七年一〇月一日
(七一年)〇月二日

七一年一〇月二日署名 七七年五月二十四日
国会承認、七月二一日受諾書寄託、八月三日

当事國

締約國

すべての国において文学的、学術的及び美術的著作物の著作者権を保護を確保することと希望するものとして、万国条約により表現される著作権保護の制度が、現行の国際制度を害することなくこれに追加され、個人の権利の尊重を確保し、かつ、文学、学術及び美術の発達を助長するものであることを確信し、このようないくつかの万国著作権保護制度が、世界の所産の普及を一層容易にしつゝ、國際の理解を増進するものであることを了解し、よつて、一千九百五十二年九月六日にシエネーヴで署名された万国著作権条約（以下「一千九百五十二年条約」という）を改正することに決定し、よつて、次のとおり協定した。

第一条 [著作権者の権利の保護] 各種約国は、文書、音楽の著作物、演劇の著作物、映画の著作物（絵画、版画及び彫刻を含む）、科学的、学術的及び美術的作品についての著作者その他の著作権者の権利の十分かつ有効な保護を確保するため必要なすべての措置をとる。

る。

5
締約国は、著作権について、以上の保護期間を許与する場合
において最初の期間が次条に定める最短の期間よりも長いときは
は、一番目以降の保護期間に関しては、1の規定に従うことを要
しない。

4
第四条（保護期間）1 著作物の保護期間は、第二条及びこの条
の規定に従い、保護が要求される締約国の法令の定めるところ
による。

2(a)
この条約に基づいて保護を受ける著作物の保護期間は、著
作者の生存の間及びその死後二十五年から成る期間よりも
短くはならない。もつとも、いかにかかわらず該保護期間が自國に最も
効力を有するものと定めた種類の著作物に關し保護期間を最初の發行の日から起算する期間に限定してい
る場合には、当該締約国は、その例外を維持及び他の種類の著
作物に及ぼすことができる。これらのすべての種類の著作物
に関する保護期間は、その最初の發行の日から二十五年より
短くはならない。

(b)
いすれかの締約国が自國についてこの条約が効力を生ずる
日に保護期間を著作者の生存の間を基礎として算定してい
る場合には、当該保護期間は、著作物の登録の日起算する日又は
発行に先立つ著作物の登録の日起算する日とができる。
当該保護期間は、それぞれ最初の發行の日又は発行に先立つ
登録の日から二十五年よりも短くはならない。

(c)
締約国が法令により、以上の連続する保護期間を許与する
場合の最初の期間は、(a)及び(b)に定める最短の期間よりも
短くはならない。

3
2の規定は、写眞の著作物及び応用美術の著作物についてはそ
適用しない。もつとも、写眞の著作物を保護し、又は応用美術
の著作物を美術的著作物として保護している締約国においては、
これらの種類の著作物に関する保護期間は、いずれも十年より
長い期間保護を与える義務を負わない。



(b) (a)の規定の適用上、いずれかの締約国が法令により二以上

5
締約権は、当該期間その著作物について保護を与える義務を負わない。

最初に発行されたものとみなす。

に発行されたものとみなす。最初の発行の日から三十日以内に二以上の締約国において発行された著作物は、それらの締約国において同時に発行されたものとみなす。

著作者の財産的利益を確保する基本的な権利、特に、複製（方
法のいかんを問わない）、公の上演及び演奏並びに放送を許
する排他的権利を含む。この条の規定は、原作物であるか原作

物から派生したと認められる改作物であるかを問わず、この条約に基づいて保護を受ける著作物に適用する。

約の精神及び規定に反しない例外を自國の法令により定めることができ。ただし、自國の法令にそのような例外を定める締約国は、例外を定める各権利について、合理的な水準の有効な保護を与える。

第五条 (翻訳権及び法定許諾制) 1 第一条に規定する権利は、この条約に基づいて保護を受ける著作物を翻訳し、その翻訳物の発行を許諾し並びに当該著作物の翻訳及びその翻訳物の発行を行

する折衷化の精神を含む。もつと各締約国は、次の規定に従うことを条件として、自國の法令により文書の翻訳権を制限することができる。

翻訳権を有する者は、その者の許諾を得た者により、当該締約国において一般に使用されている言語で当該文書の翻訳物が発行されていない場合には、当該締約国の国民は、当該文書

b) 書をその言語に翻訳しかつその翻訳物を発行するため、自國の権限のある機関から非排他的な許可を受けることができる。
a) の許可を申請する諸内國の国民は、翻訳権を有する者に

第二条の二 「開発途上国公約」 1 國際連合総会の確立された慣習
により開発途上にある國とされる締約國は、この公約の批准
受諾若しくは以後の加入の時又はその後に國連開発基金
文化機関事務局長（以下「事務局長」という）に寄託する通告
により、次条及び第五条の四に定める例外の一部又は全部を援
用することができる。
1の通告は、これらの効力を生ずる日から十日の期日又は
用することができる。

その十年の期間のうち通告の寄託の日に残存する期間効力を有するものとし、また、現に経過中の十年の期間の満了の十五箇月前から三箇月前までの間に締約国が事務局長に更に寄託する

通告により、更に十年間ずつ全体的又は部分的に更新することができる。最初の通告は、この条の規定に従い、二番目以降の十年の期間に行うことができる。

3 2の規定にかかわらず、1に規定する開発途上にある国でなくなつた締約国は、1又は2の規定に基づく通告を更新することができなくなるものとし、また、通告を正式に撤回するなど

うかを問わず、現に経過中の十年の期間の満了の時又は開発完成にある國でなくなつた後三年を経過した時のいずれか遅い時
に、次条及び第五条の四に定める例外を援用することができない。

4 次条及び第五条の四に定める例外により既に作成された著作物の複製物は、この条の規定に基づく通告が効力を有する期間となる。

5 の満了後も、その在庫が無くなるまで引き続き頒布することができる。

る特定の国又は領域についてのこの条約の適用に関し第十三条の規定に基づく通告を寄託した場合には、その国又は領域に限らず、この条の規定に基づく通告を寄託し、及びその通告を更新

することができる。この条の規定に基づく通告が効力を有する間は、次条及び第五条の四の規定は、その国又は領域について適用することができる。その国又は領域から当該締約国への適用

製物の送付は、次条及び第五条の四にいう輸出とみなす。
第五条の三〔途上国翻訳権特則〕 1(a) 前条1の規定が適用される締約国は、第五条2に定める七年の期間に代えて三年の期間

間又は自國の法令が定める一層長い期間を採用することがができる。もつとも、この条約の締約国である先進国又は千九百



五十二年条約のみの締約国である先進国において一般に使用されていない言語への翻訳については、この三年の期間に代えて一年の期間とする。

(b) から起算する。
許可は、翻訳物が翻訳権を有する者又はその者の許諾を得
た者による(1)つで當初(はしもと)の期間内に送付されしに陽合す。

(b) 前条1の規定が適用される締約国は、この条約の締約国である先進国又は一千九百五十二年条約のみの締約国である先進国

3
前者は、よりの六箇月又は九箇月の期間内に実行された場合には、与えてはならない。
この条の規定に基づく許可は、教育又は研究を目的とする場

(b) 合に限り、与えることができる。
 この条の規定に基づいて与えられる許可是、翻訳物の輸出には及ばないものとし、許可が申請された翻訳国における発行によってのみ有効である。

この条の規定によつて与えられた許可に基づいて発行された翻訳物には、その許可を与えた翻訳国においてのみその翻訳物が領布されるものである旨の表示を適當な言語で記載しない場合は、その表示が著しく物に沿はねばならず、その長さを当該著作物に沿はねばならない。

(a) この条の規定に基づいて与えられる許可是、翻訳物の輸出には及ぼないものとし、許可が申請された締約国における発行に限り、与えることができる。

(b) この条の規定によつて与えられた許可に基づいて発行された翻訳物には、その許可を与えた締約国においてのみその翻訳物が頒布されるものである旨の表示を適當な言語で記載される場合には、その表示を当該著作物の翻訳物に掲げなければならない。

(c) この条の規定に基づき英語、フランス語及びスペイン語以外の言語への著作物の翻訳の許可を与えた締約国の政府機関は、他の国に送付する場合において、次のすべての条件が満たされることは、輸出の禁止についての(a)の規定は適用しない。

(i) 受取人が、当該許可を与えた締約国の国民であること又はその国民からなる団体であること。

行者による對^{カニ}に對する對^{カニ}には、申請書にその旨を記す事^{シテ}である。申請書の寫しを書船空便で送付しなければならない。許可を申請する者は、このようなセンターについて通知が行われていない場合には、国際連合科学文化教育機関に設立した国際著作権情報センターハーにもその写しを送付しなければならない。

(a) この規則に基づく許可是、三年の期間の満了を条件として、受けられる許可については、六ヶ月の期間が満了するまで、一年の期間の満了を条件として、受けられる許可についても、六ヶ月の期間が満了するまで、与えなければならない。又、翻訳権を有する者は、(c)に規定する翻訳の諸許を求めた日から、又は翻訳権を有する者は、(c)に規定する翻訳の諸許を求めた日から、その申請書の写しを送付した上で、

(a) 合に限り、与えることきできる。
この条の規定に基づいて与えられる許可は、翻訳物の輸出には及ばないものとし、許可が申請された締約国における発行についてのみ運営される。この条の規定によつて与えられた許可に基づいて発行された翻訳物には、その許可を与えた締約国においてのみその翻訳物が頒布されるものである旨の表示を適当な言語で記載しなければならない。第三条の表示が著作物に掲げられていない場合には、その表示を当該著作物の翻訳物にも掲げなければならない。この条の規定に基づき英語、フランス語及びスペイン語以外の言語への著作物の翻訳の許可を与えた締約国の政府機関は、その他の公の機關が当該許可に基づいて作成された翻訳物を他の国に送付する場合において、次のすべての条件が満たさなければならない。
(i) 受取人が、当該許可を与えた締約国の国民であることと
はその国民から成る団体であること。
(ii) その翻訳物が、教育又は研究のためにのみ使用されること。
(iii) その翻訳物の送付及びその後の受取への頒布が、當利の目的を有しないこと。
(iv) その翻訳物を送付された國が、その締約国との間でその翻訳物の受領若しくは領布又はその双方を許可することについて合意しており、かつその合意をいたすに際の政府が、その同意を長期間通報していること。
その翻訳物を保有するため、適當な国内措置をとること。
許可が、二の関係国における関係者の間で自由に取り決めらる翻訳の諸款の場合に通常支払われる使用料の基準に合致する公正な補償金を伴うこと。
公内見開き存在するときは、並用する幾種目、且つ異なる支拂金の支払及び移転が行われること。通貨に関する公の正規の補償金を伴うこと。

(b) (v) 図画を複製するための許可は、本条の条件も満たされる場合に限り、与えることができる。

(c) (i) 得た者により、当該締約国において同種の著作物に通常付される価格と同程度の価格で当該締約国において発行された場合に消滅する。主として図面から成る著作物については、本文を翻訳し及び

(ii) 著作権を受ける著作物で印刷その他類似の複製形式で発行されたものの翻訳の許可是、前条の規定が適用される締約国に主たる事務所を有する放送機関にも、その放送機関が当該締約国において行う申請に基づき、次のことを条件として与えることができる。

(iii) (i) の翻訳物が、当該締約国の法令に従つて作成され及び取された複製物から作成される。

(iv) その翻訳物が、専ら教育を目的とする放送又は特定の分野の専門家向けの科学技術情報の普及を目的とする放送においてのみ使用されるものであること。

(v) その翻訳物は、締約国内の受信者向けに適法に行われる放送（専らそのような放送のためには法に作成された録音物又は録画物を用いて行う放送を含む）において専ら(1)の目的のために使用されること。

(vi) その翻訳物の録音物又は録画物は、当該許可を与えた締約国に主たる事務所による放送機関の間においてのみ交換することができる。

(d) (e) その翻訳物の使用が、當利性を有しないこと。

(f) (g) 許可是、(a)に定める基準及び条件が満たされることを条件として、専ら活動において使用されるために作成されかねない視聴覚的固定物と一体となつて、本文の翻訳が発行された場合に主たる事務所による放送機関に与えること

(h) (i) 及び(b)の規定に従うことを条件として、この余の他の規



定め、許可の付与及び行使について適用する。

とする。

- この条の規定に従つことを条件として、この条の規定に基づいて与えられた許可是、第五条の定めるところによるものとし、また、第五条の定める七年の期間が満了した後も引き続きこの条及び第五条の定めるところによるもとも、その期間が満了後は、許可を受けた者は、その許可を専ら第五条の定めるところによる新たな許可に替えることを請求することができる。
第五条の四 『上国複製権特則』 第五条の二の規定が適用される締約国は、次の規定を採用することができる。
(a) に規定する文学的、学術的又は美術的著作物の特定の版の複製物が、
(i) その版の最初の発行の日から起算して(i)に定める期間又は得た者により、当該締約国において同種の著作物に通常付きられる価格で当該締約国において一般公衆に又は教育活動のために頒布され得ない場合には、一般公衆の国民は、教育活動における使用のため、その価格又は一層低い価格でその版を発行するための非排他的な許可を権限のある機関からおこなうことができる。許可は、許可を申請する者が、複製権を有する者に対する対しその著作者が、複製権を有する者に対する対しその著作者が、複製権を求めた旨告げたこと又は相当な努力を払つたが複製権を有する者と連絡することができないかつたことを、申請を行つた締約国の手続に従つて立証する場合に限り、与えることができる。許可を申請する者は、許可を認めると同時に、その旨を公報しておかなければならない。

- (b) 許可是、特定の版の許可を得た複製物が、当該締約国において同種の著作物に通常付された価格で当該締約国において規定する国内若しくは地域的情報センターに通報しなければならない。
(i) にいう期間は、五年とする。ただし、
(ii) 自然科学及び科技术に関する著作物については、三年
- (c) (i) 小説等のフィクション、詩、演劇用の著作物、音楽の著作及び美術書については、七年とする。
(ii) 許可を申請する者は、複製権を有する者と連絡することができなかつた場合には、著作物にその名を表示されている発行者に対し、及び発行者がその主たる事務所を有していると推定される國が事務局に委託した通告で指定した国内的又は地域的情報センターに対し、申請書の写しを書留航空便で送付しなければならない。許可を申請する者は、その通告が行われていない場合には、国際連合教育科学文化機関が設立した国際著作権情報センターにもその写しを送付しなければならない。許可是、申請書の写しの発送の日から三箇月の期間満了するまで、与てはならない。
(iii) 三年の期間の満了を条件として受けられる許可是、次の条件が満たされた場合を除くほか、この条の規定に基づつて与えてはならない。
(iv) 三年の期間内に(i)に規定する版の複製物の頒布が行われなかつたこと。
(v) 著者若しくはその者の住所が明らかでないときは(i)に規定する許可の申請書の写しの発送の日から、それぞれ六箇月の期間が満了していないこと。
(vi) (i)の期間内に(a)に規定する版の複製物の頒布が行われなかつたこと。
(vii) 著作物のいすれかの版の複製物が、複製権を有する者はその者の許諾を得た者により、当該締約国において同種の著作物に通常付された価格で当該締約国において規定する国内若しくは地域的情報センターに通報されなければならない。許可是、複製物の輸出には及ばないものとし、許可が申請された締約国における発行についてのみ有効とする。許可を受けた者は、その許可を譲渡してはならない。
(viii) 版の正確な複製を確保するため、国内法令により適当な措置をとる。

- (d) 次の場合には、著作物の翻訳物を複製しかつて発行するための許可をこの条の規定に基づいて与えてはならない。
(i) その翻訳物が、当該許可を与える権能を有する国においてその翻訳物が、当該許可を与える権能を有する者又はその者の許諾を得たものでない場合
(ii) その翻訳物が、当該許可を与える権能を有する国において一般に使用されている言語によるものでない場合
- (e) 1に定める例外には、更に次の規定が適用される。
- (f) 小説等のフィクション、詩、演劇用の著作物、音楽の著作及び美術書については、七年とする。
(g) 著作物の特定の版の題号及び著作者の名は、発行され、たての複製物に印刷されなければならない。許可是、複製物の輸出には及ばないものとし、許可が申請された締約国における発行についてのみ有効とする。許可を受けた者は、その許可を譲渡してはならない。
(h) 次の場合には、著作物の翻訳物を複製しかつて発行するための許可をこの条の規定に基づいて与えてはならない。
(i) その翻訳物が、当該許可を与えてはならない。
- (a) この条の規定が適用される場合を除くほか、この条の規定が適用される文学的、学術的又は美術的著作物は、印刷その他の類似の複製形式で発行された著作物に限定される。
(b) この条の規定は、通常に作成された視聴覚の固定物であつて保護を受ける著作物であるもの又は保護を受ける著作物を収録したもの、視聴覚の形式で複製したこと及びそれと一体となつている本文を当該許可を与える権能を有する国において一般に使用されている言語によるものについても、適用する。ただし、その視聴覚の固定物が、専ら教育活動において使用されるために作成されかつ発行されたものであるこ



とを条件とする。

第六条 [発行の定義] この条約において「発行」とは、読むこと又は視覚によって認めるうように著作物を有形的に複製及びその複製物を公衆に供するることをいう。

第七条 [適用の不適及] この条約は、保護が要求される締約国におけるこの条約の効力発生の日に当該締約国において最終的に保護を受けなくなつておらず又は保護を受けたことのない著作物及び著作物についての権利には適用しない。

第八条 [署名・批准・受諾・加入] 一千九百七十一年七月二十日この日付を以てこの条約は、事務局長に寄託するものとし、この条約の日付の日の後百二十日の間千九百五十一年条約のすべての締約国による署名のために開放しておく。この条約は、署名国によつて批准され又は受諾されなければならない。

二この条約に署名しなかつたいすれの國も、これに加入することができる。

三批准、受諾又は加入は、批准書、受諾書又は加入書を事務局長に寄託することによって行う。

第九条 [効力発生及び前条との効力関係] 一 この条約は、十四の批准書、受諾書又は加入書の寄託の後三箇月で効力を生ずる。

二その後は、この条約は、批准書、受諾書又は加入書を寄託した各國について、その寄託の後三箇月で効力を生ずる。

三一千九百五十二年条約が効力を生じた後は、いすれの國も、一千九百五十二年条約が効力を生じた後ではない。

四この条約の締約国と一千九百五十二条条約との間の締約が効力を生ずる前に加入書を寄託する国は、一千九百五十一年条約への加入についてこの条約が効力を生ずることを条件とする。

五千五百五十二年条約が効力を生じた後は、いすれの國も、一千九百五十二年条約への加入を伴う。もつとも、この条約が効力を生ずる前に加入書を寄託する国は、一千九百五十一年条約への加入についてこの条約が効力を生ずることを条件とする。

五千五百五十二年条約が効力を生じた後ではない。

五この条約の締約国と一千九百五十二条条約との間の締約が効力を生ずる前に加入書を寄託する国は、一千九百五十一年条約への加入についてこの条約が効力を生ずることを条件とする。

六一千九百五十二年条約が効力を生じた後は、いすれの國も、一千九百五十二年条約への加入を伴う。もつとも、この条約が効力を生ずる前に加入書を寄託する国は、一千九百五十一年条約への加入についてこの条約が効力を生ずることを条件とする。

七一千九百五十二年条約が効力を生じた後ではない。

八一千九百五十二年条約が効力を生じた後は、いすれの國も、一千九百五十二年条約への加入を伴う。もつとも、この条約が効力を生ずる前に加入書を寄託する国は、一千九百五十一年条約への加入についてこの条約が効力を生ずることを条件とする。

九一千九百五十二年条約が効力を生じた後は、いすれの國も、一千九百五十二年条約への加入を伴う。もつとも、この条約が効力を生ずる前に加入書を寄託する国は、一千九百五十一年条約への加入についてこの条約が効力を生ずることを条件とする。

十一千九百五十二年条約が効力を生じた後は、いすれの國も、一千九百五十二年条約への加入を伴う。もつとも、この条約が効力を生ずる前に加入書を寄託する国は、一千九百五十一年条約への加入についてこの条約が効力を生ずることを条件とする。

十一一千九百五十二年条約が効力を生じた後は、いすれの國も、一千九百五十二年条約への加入を伴う。もつとも、この条約が効力を生ずる前に加入書を寄託する国は、一千九百五十一年条約への加入についてこの条約が効力を生ずることを条件とする。

2 いすれの國も、自國についてこの条約が効力を生ずる日に、本国の法令に従いこの条約を実施することができる状態になつてゐなければならぬと了解される。

第一二条 [政府間委員会] 一 次の任務を有する政府間委員会を設置する。

(a) 万国著作権条約の適用及び運用に関する問題を研究する」と。

二この条約の定期的改正を準備すること。

三開國際合教育科学文化機関、文学的及び美術的著作物保護署名によつて批准され又は受諾されなければならない。

四この条約に署名しなかつたいすれの國も、これに加入することができる。

五批准、受諾又は加入は、批准書、受諾書又は加入書を事務局長に寄託することによって行う。

六この条約は、十四の批准書、受諾書又は加入書の寄託の後三箇月で効力を生ずる。

七その後は、この条約は、批准書、受諾書又は加入書を寄託した各國について、その寄託の後三箇月で効力を生ずる。

八一千九百五十二年条約が効力を生じた後は、いすれの國も、一千九百五十二年条約への加入を伴う。もつとも、この条約が効力を生ずる前に加入書を寄託する国は、一千九百五十一年条約への加入についてこの条約が効力を生ずることを条件とする。

九一千九百五十二年条約が効力を生じた後ではない。

一〇この条約は、事務局長に寄託する通告により、事務局長にあてた通告により、自國がその国際關係について責任を負ふことを認める旨を宣言すること。

一一この条約は、事務局長及び米州機構事務総長又はこれらの者の代理者は、顧問の資格で政府間委員会の会合に出席することができる。

一二この条約は、政府間委員会は、必要と認めるとき又はこの条約が効力を生ずる前に加入書を寄託する国は、一千九百五十一年条約への加入についてこの条約が効力を生ずることを条件とする。

一三この条約は、事務局長にあてた通告により、自國がその国際關係について責任を負ふことを認める旨を宣言すること。

一四この条約は、事務局長及び米州機構事務総長又はこれらの者の代理者は、顧問の資格で政府間委員会の会合に出席することができる。

一五この条約は、事務局長にあてた通告により、自國がその国際關係について責任を負ふことを認める旨を宣言すること。

一六この条約は、事務局長及び米州機構事務総長又はこれらの者の代理者は、顧問の資格で政府間委員会の会合に出席することができる。

一七この条約は、事務局長にあてた通告により、自國がその国際關係について責任を負ふことを認める旨を宣言すること。

2 第一四条 [廃棄] 一 締約国は、自國について、又は前条の規定に基づいて行つた通告掲げる国若しくは領域の全部若しくは一部についてこの条約を廃棄することができる。

二この条約を廃棄することができる。廃棄は、事務局長にあてた通告により行う。この条約の廃棄は、一千九百五十年二月二十日この条約の廃棄を伴う。

三二年条約の廃棄を伴う。

四この条約は、万国著作権条約の締約国に於ける定期的改正を準備すること。

五開國際合教育科学文化機関事務局長、世界知的所有権機関事務局長及び米州機構事務総長又はこれらの者の代理者は、顧問の資格で政府間委員会の会合に出席することができる。

六この条約は、英語、フランス語及びスペイン語によつて作成されるものとし、ひくして正文とする。

七第一二条 [改正] 政府間委員会は、必要と認めるとき又はこの条約が少なくとも十の締約国が改正の建議を提出される。

八この条約は、正文の公定訳文を作成する。

九いすれの締約国も、単独で又は共同して、事務局長との取決に従い、自己が選択する言語による訳文を事務局長に作成させることができる。

一〇この条約は、正文の公定訳文を作成する。

一一この条約は、正文の公定訳文を作成する。

一二この条約は、正文の公定訳文を作成する。

一三この条約は、正文の公定訳文を作成する。

一四この条約は、正文の公定訳文を作成する。

一五この条約は、正文の公定訳文を作成する。

一六この条約は、正文の公定訳文を作成する。

一七この条約は、正文の公定訳文を作成する。

一八この条約は、正文の公定訳文を作成する。



(c) (b) にベルヌ同盟国において、万国著作権条約による保護を受けない。

(a) の規定は、国際連合総会の確立された慣行により開発途上にある国とされる國が、開発途上に於ける國とされる國との間で、その國の通報をベルヌ同盟から脱退の時に國際連合教育科学文化機関事務局長に寄託しているものについては、その約款がこの約条に定める例外を第五条の二の規定に基づいて援用することができる。しかし、万国著作権条約は、いずれかのベルヌ同盟國をベルヌ条約に基づいて本国とする著作物の保護に関する限り、ベルヌ同盟國の間の関係については適用しない。

第十一條(政府間委員会)に関する決議

(b) とそこら三分の一が改選される。もつとも、政府間委員会の当初の構成については、その三分の一はこの条約の効力発生後における同委員会の第二回の通常会期の終わりに、残りの三分の一は第三回の通常会期の終わりに、残りの三分の一は第四回の通常会期の終わりに、それぞれ任期満了するものと解すべきである。

政府間委員会の空席を補充する手続規則、権威の任期が満了する順序に関する規則、再選の資格に関する規則及び選挙の手続規則は、同委員会の構成後の地位の継続の必要と機能の充実の必要との均衡及びこの条約第十一章3条にいう考慮を基礎とする。

万国著作権条約改正会議は、国際連合教育科学文化機関が政府間委員会の事務局を提供することを希望する。

の筆紙に署名した

(金指委員署名略)

第二十二条 **〔認証體本の送付、通報〕** 1 事務局長は、関係国に対する認証體本の送付、通報をし、及び登録のため国際連合事務総長に対し、この条約の認証書又は登記書を送付する。
2 事務局長は、すべての関係国に対し、批准書、受諾書又は加入書の寄託を受けた日、この条約に基づく通報書を送付する。

2 1
政府間委員会は、当初、一千九百五十二年条約第十一條及び
同条に附屬する議定に基づいて設置された政府間委員会の十二の
構成団体たる並びにこれに加えてアルゼンチン、オーストラ
リア、日本国、メキシコ、セネガル及びエーグーラ・スラヴィアの
代表者から成る。

第十七条〔ベルヌ条約との関係〕に関する附属宣言
文学的及び美術的著作物保護国際同盟(以下「ベルヌ同盟」と
いふ)^の規則によつて、本邦は、

その同盟の基礎の上に、かゝる二つの条件を認めてあることは、
著作権の保護の水準を自國の文化的、社会的及び經濟的發展段階
に応付させるることを一時的に必要としている国があることを希望
する。」とある。

(a) 合意により、次の宣言を受諾した。
(b) に規定する場合を除くほか、千九百五十一年一月一日の後

